

平成23年5月10日から

平成23年5月10日まで

標茶町議会
第2回臨時会会議録

於 標茶町役場 議場

平成23年標茶町議会第2回臨時会会議録目次

第1号（5月10日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
仮議席の指定	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
選挙第1号 議長選挙について	3
選挙第2号 副議長選挙について	5
議席の指定	7
選任第1号 常任委員会委員の選任について	7
選任第2号 議会運営委員会委員の選任について	8
諸般報告	8
選挙第3号 川上郡衛生処理組合議会議員の選挙について	8
選挙第4号 釧路北部消防事務組合議会議員の選挙について	9
選挙第5号 釧路公立大学事務組合議会議員の選挙について	10
行政報告及び諸般報告	11
報告第1号 専決処分した事件の承認について	14
報告第2号 専決処分した事件の承認について	16
報告第3号 専決処分した事件の承認について	20
日程の追加	22
議案第32号 監査委員の選任について	22
日程の追加	23
閉会中の継続調査の申出について（議会運営委員会）	23
閉議の宣告	24
閉会の宣告	24

平成23年標茶町議会第2回臨時会会議録

平成23年第2回標茶町議会臨時議会会議録

○議事日程（第1号）

平成23年5月10日（火曜日） 午前10時13分開議

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期決定
- 第 4 選挙第1号 議長選挙について
- 第 5 選挙第2号 副議長選挙について
- 第 6 議席の指定
- 第 7 選任第1号 常任委員会委員の選任について
- 第 8 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
諸般報告
- 第 9 選挙第3号 川上郡衛生処理組合議会議員の選挙について
- 第10 選挙第4号 釧路北部消防事務組合議会議員の選挙について
- 第11 選挙第5号 釧路公立大学事務組合議会議員の選挙について
- 第12 行政報告及び諸般報告
- 第13 報告第1号 専決処分した事件の承認について
- 第14 報告第2号 専決処分した事件の承認について
- 第15 報告第3号 専決処分した事件の承認について
- 追 加 議案第32号 監査委員の選任について
- 追 加 閉会中継続調査の申し出について

○出席議員（14名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 長尾 式宮 君 | 2番 田中 敏文 君 |
| 3番 林 博 君 | 4番 松下 哲也 君 |
| 5番 熊谷 善行 君 | 6番 鈴木 裕美 君 |
| 7番 菊地 誠道 君 | 8番 川村 多美男 君 |
| 9番 本多 耕平 君 | 10番 舘田 賢治 君 |
| 11番 深見 迪 君 | 12番 後藤 勲 君 |
| 13番 平川 昌昭 君 | 14番 黒沼 俊幸 君 |

○欠席議員（0名）

なし

平成23年標茶町議会第2回臨時会会議録

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	池 田 裕 二 君
副 町 長	森 山 豊 君
総 務 課 長	玉 手 美 男 君
企 画 財 政 課 長	佐 藤 弘 幸 君
税 務 課 長	高 橋 則 義 君
管 理 課 長	後 藤 英 之 君
住 民 課 長	妹 尾 昌 之 君
農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
建 設 課 長	井 上 栄 君
水 道 課 長	妹 尾 茂 樹 君
育 成 牧 場 長	表 武 之 君
やすらぎ園長	山 澤 正 宏 君
教 育 長	吉 原 平 君
教 育 管 理 課 長	島 田 哲 男 君
指 導 室 長	青 木 悟 君
社 会 教 育 課 長	中 居 茂 君
会 計 管 理 者	今 敏 明 君
農 委 事 務 局 長	牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐 藤 吉 彦 君
議事係長	服 部 重 典 君

平成23年標茶町議会第2回臨時会会議録

(臨時議長 黒沼俊幸君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 臨時議長（黒沼俊幸君） ただいまから平成23年標茶町議会第2回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時13分)

◎開議の宣告

- 臨時議長（黒沼俊幸君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

- 臨時議長（黒沼俊幸君） 日程第1、仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

- 臨時議長（黒沼俊幸君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、
1番・長尾君、 2番・田中君、 3番・林君
を指名いたします。

◎会期決定

- 臨時議長（黒沼俊幸君） 日程第3、会期決定を議題といたします。
お諮りします。
本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 臨時議長（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎選挙第1号

- 臨時議長（黒沼俊幸君） 日程第4、これより選挙第1号、議長選挙を行います。
選挙は、会議規則運用細則第33項の規程により、投票で行います。
議場の閉鎖を命じます。

(職員、議場を閉鎖)

- 臨時議長（黒沼俊幸君） ただいまの出席議員数は14名です。

平成23年標茶町議会第2回臨時会会議録

次に、立会人を指名いたします。

立会人は会議規則第30条第2項の規定により、3番・林君、12番・後藤君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(職員、投票用紙を配付)

○臨時議長（黒沼俊幸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（黒沼俊幸君） 配付漏れは、ないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

(議会事務局長、投票箱を改める。)

○臨時議長（黒沼俊幸君） 異常ないものと認めます。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じ、順次投票願います。

点呼を命じます。

事務局長が議席番号と氏名を読上げますので、順番に投票願います。

(議会事務局長、議席番号、氏名を点呼。投票を行う。)

○議会事務局長（佐藤吉彦君） 1番・長尾議員、2番・田中議員、3番・林議員、4番・松下議員、5番・熊谷議員、6番・鈴木議員、7番・菊地議員、8番・川村議員、9番・本多議員、10番・館田議員、11番・深見議員、12番・後藤議員、13番・平川議員、14番・黒沼議員。

○臨時議長（黒沼俊幸君） 投票もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（黒沼俊幸君） 投票もれはないものと認めます。

投票は終了いたしました。

これより開票を行います。

林君、後藤君の立会を願います。

(議会事務局長及び立会人と開票)

○議会事務局長（佐藤吉彦君） 館田議員、平川議員、平川議員、平川議員、平川議員、深見議員、館田議員、館田議員、館田議員、館田議員、平川議員、平川議員、平川議員、平川議員。

○臨時議長（黒沼俊幸君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票数14票、無効票なしであります。

有効投票のうち、平川君8票、館田君5票、深見君1票。

以上のおりであります。

平成23年標茶町議会第2回臨時会会議録

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、平川君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(職員、議場閉鎖を解く。)

○臨時議長(黒沼俊幸君) ただいま議長に当選されました平川君が議場におりますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時27分

(休憩中に、平川昌昭君議長就任挨拶)

再開 午前10時29分

○臨時議長(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これをもって、臨時議長の職務は終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

休憩いたします。

休憩 午前10時30分

(議長 平川昌昭君、議長席に着く。)

再開 午前10時51分

◎選挙第2号

○議長(平川昌昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、これより選挙第2号、副議長選挙を行います。

選挙は、会議規則運用細則第33項の規定により、投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(職員、議場を閉鎖)

○議長(平川昌昭君) ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名いたします。

立会人は、会議規則第30条第2項の規定により、3番・林君、12番・後藤君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(職員、投票用紙を配付)

○議長(平川昌昭君) 投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

平成23年標茶町議会第2回臨時会会議録

○議長（平川昌昭君） 配付もれはないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

（議会事務局長、投票箱を改める。）

○議長（平川昌昭君） 異常ないものと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の指名を記載の上、点呼に応じて、順次投票願います。

点呼を命じます。

事務局長が議席番号と氏名を読上げますので、順番に投票願います。

（議会事務局長、議席番号、氏名を点呼。投票を行う。）

○議会事務局長（佐藤吉彦君） 1番・長尾議員、2番・田中議員、3番・林議員、
4番・松下議員、5番・熊谷議員、6番・鈴木議員、7番・菊地議員、8番・川村議員、
9番・本多議員、10番・館田議員、11番・深見議員、12番・後藤議員、14番・黒沼議員、
13番・平川議員。

○議長（平川昌昭君） 投票もれはありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 投票もれはないものと認めます。

投票は終了いたしました。

これより開票を行います。

林君、後藤君の立会を願います。

（議会事務局長及び立会人と開票）

○議会事務局長（佐藤吉彦君） 開票を行います。

川村議員、川村議員、川村議員、川村議員、川村議員、川村議員、川村議員、川村議員、
深見議員、川村議員、川村議員、川村議員、川村議員、川村議員。

○議長（平川昌昭君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票数14票、無効なしであります。

有効投票のうち、川村君13票、深見君1票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、川村君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（職員、議場閉鎖を解く）

○議長（平川昌昭君） ただいま副議長に当選されました川村君が議場におられますので、
会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時03分

(休憩中に、川村多美男君副議長就任挨拶)

再開 午前11時38分

◎議席の指定

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議席の指定を行います。

議席は会議規則第3条第1項の規定により、議長が指定いたします。

1番・松下君、2番・長尾君、3番・菊地君、4番・本多君、5番・林君、6番・黒沼君、7番・後藤君、8番・館田君、9番・鈴木君、10番・田中君、11番・熊谷君、12番・深見君、13番・川村君、14番・平川です。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

ただいま申し上げたとおり議席を指定いたしましたので、それぞれ指定された議席にお着きください。

休憩いたします。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時40分

◎選任第1号

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、選任第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により、総務経済委員会委員に1番・松下君、4番・本多君、5番・林君、6番・黒沼君、8番・館田君、11番・熊谷君、13番・川村君

以上です。

つづいて厚生文教委員会委員に、2番・長尾君、3番・菊地君、7番・後藤君、9番・鈴木君、10番・田中君、12番・深見君、14番・平川です。

以上指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員会委員に選任するこ

平成23年標茶町議会第2回臨時会会議録

とに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前 11時41分

再開 午後 2時11分

◎選任第2号

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、選任第2号を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、標茶町議会委員会条例第7条の規定により、3番・菊地君、5番・林君、6番・黒沼君、8番・舘田君、10番・田中君、12番・深見君、13番・川村君、以上の7名の諸君を議会運営委員に指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時38分

◎諸般報告

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議長から諸般報告を行います。

休憩中に各常任委員会及び議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので、報告いたします。

総務経済委員会委員長には、林君、副委員長には熊谷君。厚生文教委員会委員長には田中君、副委員長には菊地君。議会運営委員会委員長には舘田君、副委員長には菊地君。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

以上で、諸般報告を終わります。

◎選挙第3号

○議長（平川昌昭君） 日程第9、選挙第3号、川上郡衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

平成23年標茶町議会第2回臨時会会議録

本件については、川上郡衛生処理組規約第5条第2項の規定により、組合議会議員5名を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

川上郡衛生処理組合議会議員4番・本多君、5番・林君、8番・館田君、10番・田中君、11番・熊谷君。以上5名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました5名の諸君を当選人とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4番・本多君、5番・林君、8番・館田君、10番・田中君、11番・熊谷君が川上郡衛生処理組合議会議員に当選されました。

ただいま川上郡衛生処理組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

以上で、選挙第3号を終了いたします。

◎選挙第4号

○議長(平川昌昭君) 日程第10、選挙第4号、釧路北部消防事務組合議会議員の選挙を行います。

本件については、釧路北部消防事務組合規約第5条第2項の規定により、組合議員3名を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いをします。

平成23年標茶町議会第2回臨時会会議録

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議長から指名することに決定いたしました。

釧路北部消防事務組合議会議員については、1番・松下君、6番・黒沼君、12番・深見君。以上3名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました3名の諸君を当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました1番・松下君、6番・黒沼君、12番・深見君が釧路北部消防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま釧路北部消防事務組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

以上で、選挙第4号を終了いたします。

◎選挙第5号

○議長(平川昌昭君) 日程第11、選挙第5号、釧路公立大学事務組合議会議員の選挙を行います。

本件については、釧路公立大学事務組合規約第5条第2号及び第6条第1項の規定により、組合議会議員1名を選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。

平成23年標茶町議会第2回臨時会会議録

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議長から指名することに決定いたしました。

釧路公立大学事務組合議会議員については、3番・菊地君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました3番・菊地君を当選人とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、釧路公立大学事務組合議会議員に3番・菊地君が当選されました。

ただいま釧路公立大学事務組合議会議員に当選されました3番・菊地君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

以上で、選挙第5号を終了いたします。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(平川昌昭君) 日程第12、行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、本臨時会招集理由と併せて行政報告を求めます。

町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 第2回臨時町議会の開催にあたりまして、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由についてでございますが、去る4月24日執行の地方統一選挙において、新たな町議会議員が決定したことに伴い、議会構成の諸手続きが必要であることと併せ、先に専決処分をいたしました「標茶町国民健康保険条例の一部改正」、「標茶町税条例の一部改正」及び、平成22年度の「標茶町老人保健特別会計補正予算」について、ご報告申し上げ、その承認をいただきたく本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。

第1回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の3点について補足いたします。

1点目は、「東日本大震災の支援」についてであります。東日本大震災への本町としての支援について、ご報告いたします。

3月11日午後3時12分、東北地方太平洋沖を震源とする東日本大震災は、最大震度6強の揺れと、最大40メートルに達する津波を引き起こし、死者・行方不明者が2万人を超える未曾有の被害をもたらしました。

平成23年標茶町議会第2回臨時会会議録

また、東京電力福島第一原子力発電所の放射能事故による被害も拡大している状況であります。

本町でも震度3の揺れを観測したことから、地震発生後ただちに地震対策会議を開催し、被害状況の把握に努めたところであります。

幸いにも本町での被害はありませんでしたが、今回の震災による津波の被害は道内にも及び、釧路管内でも津波の被害を受けたところであります。

地震発生後、関東・東北地方の被害状況が判明するに従い、被害が拡大していることから、3月15日に東日本大震災支援対策会議を設置し、被災地や避難者の情報収集と支援内容を確認するとともに、義援金の募集を開始したところであります。

義援金につきましては、日本赤十字社標茶分区として、役場のほか、各公民館でも受付し、5月6日現在、212の個人・団体・企業から850万4,186円が寄せられ送金しております。

支援物資につきましては、被災された岩手、宮城、福島の3県へ北海道を通じ、本町で備蓄しておりました災害用パン874個、飲料用水袋2,200枚、毛布180枚などを3月に提供したほか、4月には、食料品、生活用品、学用品の指定支援物資の要請があったことから、町社会福祉協議会と協力し、住民へ呼びかけを行ったところ4月1日から4月15日まで延べ125の個人・団体・企業から食料品704点、生活用品2,250点、学用品2,829点の支援物資が寄せられ、釧路総合振興局を通じ、被災地へ送られたところであります。

この間、日赤奉仕団をはじめ、個人ボランティア、社会福祉協議会ボランティア、標茶高校ボランティア、役場退職者の会の皆さんに受付、仕分、梱包の作業をボランティアとしてご支援いただき、参加されたみなさまに感謝を申し上げる次第であります。

本町への避難者に対する支援では、福島県からの避難者1名に対し、公営住宅や生活用品の確保を行ったほか、宮城県からの避難者のうち小学生1名が標茶小学校へ転入し、それぞれ必要な支援を行ったところであります。

また、釧路管内で津波の被害を受けた浜中町は廃棄物焼却施設を持たないことから、焼却できる廃棄物の処理を、本町クリーンセンターで1.75トンが無償で処理したところであります。

被災地への職員の派遣につきましては、広域消防支援体制の一員として、標茶消防署から2回にわたり4名の職員が派遣されたところであります。

なお、被災地への職員の派遣につきましては、現在、全国市長会、町村会に依頼があることから、釧路町村会として派遣先、日程、人員等、職員の派遣体制をとり待機中であり、本町としても取組んでまいりたいと考えております。

本町といたしましては、観測史上最大の震災であることや、復興に時間が必要であるとの認識から、今後とも、本町でできうる支援を行ってまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解を願います。

2点目は、酪農学園大学との地域総合交流に関する協定の締結についてであります。

平成23年標茶町議会第2回臨時会会議録

去る4月13日に、酪農学園大学と本町及びJ Aしべちゃ並びに北海道標茶高等学校は、農業、環境、教育などの分野における四者の発展のため、相互協力協定を締結いたしましたので報告いたします。

この協定は、酪農を基幹産業とする「まち」として、それら専門知識や技術を蓄積する酪農学園大学と協力関係を保ち、情報や技術の相互提供や本町地域を大学の学習フィールドとして活用いただくことが円滑に行われることにより施策展開の飛躍と農業の活性化、標茶高等学校における学習環境の向上を図ることを目的としたものであります。

協力項目としては、エゾシカに関する調査研究、酪農振興と環境保全に関する共同研究、酪農技術改善・開発研究への共同研究、大学教育推進への支援、高等教育への支援などを想定しており、細部につきましては今後大学と協議することとしておりますが、第一弾として食害が問題となっておりますエゾシカ対策、エネルギーとしての家畜ふん尿のバイオマス利用の共同調査研究、農協においては農場管理の地理情報システム構築を取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目は、大雨による本町の災害対応についてであります。

去る4月23日から24日にかけての大雨による本町の災害対応についてご報告いたします。

23日の日中から降り続いた雨が夕方より強まり総雨量が、24日午前7時に標茶で51ミリメートル、釧路川上流部の弟子屈町で105ミリメートルに達し、以後もなおまとまった降雨が予測され、釧路川水位上昇と道路決壊等の被害が想定されるため災害対策本部を設置し、災害対応に備えておりました。

24日7時20分に下オソベツ樋門で水位が13.2メートルに達し、水位上昇スピードが増し、国営総合農地防災事業南標茶地区シロンド排水路へ、釧路川本流からの逆流により近隣農家に浸水の恐れが予想されるため釧路開発建設部に排水ポンプ車の出動要請をし、水位上昇を見据え逆流を確認後、排水作業を行ったところであります。

現地には、近隣農家の避難に備えて職員2名を2時間交代で派遣して情報収集と現地対応に当たったほか、夜間に備え照明車を要請し、現地配備をしたところです。

幸い前線通過も早く予想雨量を下回り、水位上昇も峠を越え下降に転じたため、午後5時過ぎに排水作業を中止し、職員帰還後、午後7時過ぎに本部を解散したところであります。

今回の降雨による被害状況につきましては、町道の法面崩落等が14路線36箇所ありましたが、それぞれ修復対応したところです。

又、道々クチョロ原野塘路線が冠水し、24日午前8時から26日午前9時までの間通行止めになっております。

今回は選挙投票日という状況ではありましたが、町内の被災状況確認と情報収集には、対応できる職員が一丸となって対応したところであり、排水作業が迅速に行われた結果、幸い農業関係等への大きな被害もありませんでしたが、今後とも、災害等に対しまして、

平成23年標茶町議会第2回臨時会会議録

安全安心のまちづくりを進めるため防災対策充実のため、努力して参るところでございますのでご理解をお願い致します。

以上で本臨時会にあたっての招集理由ならびに行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） 議長からの諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（平川昌昭君） 日程第13、報告第1号を議題といたします。

本件についての、趣旨説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 報告第1号の内容について、ご説明いたします。

本件は、標茶町国民健康保険条例の一部改正であります。少子化対策として平成21年10月から平成23年3月31日まで暫定的に措置されていた出産育児一時金4万円の上乗せ措置が、平成23年3月30日付健康保険法施行令等の一部を改正する政令第55号で恒久化され、平成23年4月1日から施行されたことから、標茶町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

本件につきましては、議会を招集する時間がなかったことから平成23年3月31日付けで専決処分をさせていただきましたので、ご報告を申し上げ、ご承認賜りますようお願いいたします。

以下、内容についてご説明いたします。

報告第1号。

専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

2ページへまいります。

専決処分書（写）。

標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

3ページにまいります。

標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険条例（昭和34年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「350,000円」を「390,000円」に改める。

附則第6項を削る。

附則といたしまして

（施行期日）

平成23年標茶町議会第2回臨時会会議録

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に出産した被保険者に係る標茶町国民健康条例第7条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） わたし資料いまいからわからないんですけど、今の課長、冒頭、専決の時間がいとまがなかったと言ってたんですけども、いとまはいいんですけども、たしかこれ中味変わって時間的余裕がないことが明らかだとかってというような文言が、その言葉から改正になったんでないのかなと思うのが1点あったんですけども、ぼくが間違えてしたら失礼ですけども、何も資料もたないで記憶で話してるので。それから23年3月30日で恒久化された出産の4万円なんですけど、今までは附則で対応をしていたけども、政令で恒久化されたということでありますから、4月1日から遡るということなんで、今まで健康保険で精算をされてた、お金を後から払ってたというか、そういう関係は、附則から本則に恒久化されましたよ、という段階で保険の精算は、どういようなかたちになるんでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 専決処分 of 自治法の第179条の第1項の規定の解釈だと思いますが、第179条第1項のなかには、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、という理由がございます。説明のなかでも申し上げましたが、3月30日付けで政令が出て4月1日から施行ということでございますので、この条項に基づいて専決処分をさしていただいたということでご理解をいただきたいと思います。それから恒久化に伴っての被保険者に対する出産育児一時金の支払いでございますが、非常に出産費用も都道府県によってそれぞれありますけれども、この暫定的な出産育児一時金を始める前から子育て支援ということで、保険者が出産した被保険者に代わって医療機関に直接出産費用を支払うという直接支払制度が、21年10月1日から始まっております。今回、恒久化に伴いまして39万円を超えるような出産費用がかかるような医療機関で出産した場合、出産育児一時金を全額医療費保険者に代わって医療機関が受け取ることができるというような拡大措置もとられましてそういう面では、恒久化に伴っての子育ての若い世代に対しては、一度、出産費用を医療機関に支払うための一時的なお金を用意する必要がなくなったということでは、非常に軽減されているのではないかとこのように思いますし、平成22年度、本町の国保についても25件ほど出産費用を支払いしてはいますがそのほとんどが、直接支払い制度ということで、そう

平成23年標茶町議会第2回臨時会会議録

いう部分では軽減になっているのではないかとこのように考えております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 関連ですが、直接支払制度によって国保のみならず、社会保険についてでもというふうに伺っておりましたが、全ての出産施設に対象となるのでしょうか伺っておきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 基本的に21年からは、出産ができる医療機関を対象にしておりました。今回出産件数が非常に少ないところについては、医療機関からの申し出によっておこなえるということになっておりますけれども、現在のところ、釧路管内では、出産できる医療機関については、全て直接支払いが可能であるというふうになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第1号は承認されました。

◎報告第2号

○議長（平川昌昭君） 日程第14、報告第2号を議題といたします。

本件の趣旨説明を求めます。

税務課長・高橋君。

○税務課長（高橋則義君）（登壇） 報告第2号の内容について、ご説明いたします。

この度の町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、平成23年4月27日付けで地方税法、同法施行令等が改正公布されたことに伴い、平成23年度分課税の事務処理上、公布の日から施行で、町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、同日付で専決処分したものであります。

改正する内容は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るため、個人

平成23年標茶町議会第2回臨時会会議録

町民税に係る特例措置等並びに固定資産税の課税免除等の措置を講ずることとしたものなどであります。

報告第2号。

専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

2ページにまいります。

専決処分書（写）。

標茶町税条の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をするものです。

3ページへまいります。

標茶町税条例の一部を改正する条例

標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第65号）の一部を次のように改正するものです。

以下内容につきましては、別冊の議案説明資料によりご説明いたします。

資料の報告第2号資料のページをお開き願います。

町税条例改正の内容についてご説明申し上げます。

区分、町民税。改正項目、1. 東日本大震災に係る雑損控除額等の特例。関係条項は、条例附則第19条であります。改正する内容は、条の追加であります。雑損控除の特例で、東日本大震災により住宅や家財等について生じた損失について、平成22年分の総所得金額から雑損控除の特例の適用することができるもの。また、繰越可能期間を3年から5年に延長するものです。施行は公布の日から平成23年4月27日となります。

2. 東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例。関係条項は条例附則第20条。同じく条の追加で、住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン減税）の適用住宅が、大震災により滅失等しても、控除対象の残存期間について税額控除を適用することができるものであります。施行は平成24年1月1日となります。

次に区分、固定資産税。改正項目、3. 東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等。関係条項は条例附則第21条。同じく条の追加であり、1. 津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、平成23年度分の課税を免除するものです。

2. 大震災による災害により滅失・損壊した住宅（被災住宅）の敷地の用に供されていた土地（被災住宅用地）を平成24年度から平成33年度分（10年）については、当該土地を住宅用地とみなすものであります。住宅用地としてみなされた場合には、固定資産税が軽減されるというものであります。

2ページにまいります。

平成23年標茶町議会第2回臨時会会議録

3. 被災住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地に代わる土地（被災代替土地）を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、当該被災代替土地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後3年度分は、当該土地を住宅用地としてみなすものであります。

4. 大震災による災害により滅失・損壊した家屋（被災家屋）の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋（被災代替家屋）を平成33年3月31日までの間に取得し、又は改築した場合には、当該被災代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋の床面積相当分について、4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1を減額するというものです。

5. 大震災による災害により滅失・損壊した償却資産の所有者等が当該償却資産に代わる償却資産を平成28年3月31日までの間に、被災地域において取得し、又は改良した場合には、課税標準を4年度分2分の1とするものです。

施行は、公布の日からとなります。

議案の10ページにお戻り願います。

附則であります、附則につきましては、只今までの説明と重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 標茶特にこのやつは関係がないのかなと思いますけれども、仮に被災地との関係があつて財産があつたり、そういう可能性がないというわけではないわけですけれども、津波でなくて、東日本大震災のみ対象の議案の説明なのか。大震災のような津波は来ないけれども、たとえば地震的なもので標茶なりこの釧路管内がやられたということとなると、この条例が採用されるということになるんですか。そのへんどうなんでしょうか。

議長（平川昌昭君） 税務課長・高橋君。

○税務課長（高橋則義君） この度の町税条例の改正につきましては、東日本大震災による被災の部分に限定されたものでございます。また、たとえば、標茶町の方が被災地に固定資産税を持ってればおそらく対象になるものだと思います。ただ、現時点で法令が先行しておりまして、詳細について只今、本日付でキュウ・アンド・エーの第1弾が届いておりますが、まだまだ、今後新たに具体的取り扱い等の手続き関係のものについては、これから連絡が入ってくるのかなとおもいますし、標茶町のホームページの中でも、大震災関連のホームページで掲載しておりますので、その中で必要な情報があれば提供していき

平成23年標茶町議会第2回臨時会会議録

たいと思っておりますのでご理解いただきたいとおもいます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

5番・林 君。

○5番（林 博君） 固定資産税の減額の中で被災代替家屋の特例とあるんですけども、確認ですけども、例えば向こうで被災になられて、こちらのほうに転入されてきて代替の家屋を造った場合も、これは適用になるということによろしいのかどうか。

○議長（平川昌昭君） 税務課長・高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 先ほど申し上げましたが、具体的取り扱いについて現在のところ、かなり細かいところまだきていませんが、被災地において建物を建て直した場合にのみ該当するってことが書かれておりませんので、該当になるのかなと思いますが、詳細については、現在のところは不明でありますので、必要な情報については、分かり次第お知らせするような手続きをとりたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 5番・林君。

○5番（林 博君） わかりました。あと先ほど町長の行政報告の中で受け入れをしておられて生活支援等を行っているということがありましたけども、たぶんほとんどの方が標茶に知り合いとか親戚のおられる方が来ているのかなと思ってるんですけども、普通のかたって言い方失礼ですけど、言っているのかどうか分かりませんが、向こうで被災にあわれた方でこちらにそういった身寄りのない方々がこちらで避難したい、また、転入したいって言う場合、どういった受け入れ態勢といたしますか、ルートといたしますか、が今なっているのかもし分かれば教えていただきたいんですけど。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山豊君） お答えいたします。行政報告の中で、町長のほうから説明がありましたが、福島県等から避難しているということでありますが、現状のところでは、それ以外、全く身寄りがないというかたちでのご相談は受けておりませんが、問い合わせがあった場合につきましては、支援本部を設置しておりますのでその中で対応を考えて参りたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

平成23年標茶町議会第2回臨時会会議録

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第2号は承認されました。

◎報告第3号

○議長(平川昌昭君) 日程第10号。報告第3号を議題といたします。

本件について主旨説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長(妹尾昌之君)(登壇) 報告第3号の内容についてご説明申し上げます。

本件は、平成22年度標茶町老人保健特別会計補正予算(第2号)であります。老人保健特別会計が平成23年3月31日をもって廃止となることから、老人保健医療費の精算に伴う歳入・歳出各款を精査し、予算措置をさせていただいたものでございます。

本件につきましては、議会を招集する暇がなかったことから、平成23年3月25日付けで専決処分をさせていただきましたので、ご報告申し上げ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以下、内容についてご説明をいたします。

11ページです。

報告第3号。

専決処分した事件の承認について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

次ページへまいります。

専決処分書(写)。

平成22年度標茶町老人保健特別会計補正予算(第2号)は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をする。というものでございます。

以下、補正予算書に従いまして、ご説明いたします。

1ページをお開き願います。

平成22年度標茶町老人保健特別会計補正予算(第2号)。

平成22年度標茶町の老人保健特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年標茶町議会第2回臨時会会議録

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明いたします。

9ページをお開き願います。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページをお開き願います。

2ページ、3ページの第1表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告第3号の内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本件の審議にはいります。

これより質疑を行います。

歳入歳出予算の補正、歳出、1款医療諸費及び2款諸支出金について一括して質疑を、許します。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） これで老人保健関係終わるわけですがけれども、いま課長ご説明がありました精算にあたって、一般会計のほうに繰り出されるお金7万くらいあるわけですが、これは直近の議会に上がっていくのか、それとも6月の補正に上がっていくようになるのでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君

○住民課長（妹尾昌之君） 今回の繰り出しにつきましては、平成22年度の一般会計の最終の予算の中で整理をしていきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、1款支払基金交付金から諸収入まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

平成23年標茶町議会第2回臨時会会議録

よって報告第3号は、承認されました。

休憩いたします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時40分

◎日程の追加

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、町長から急施事件として、議案第32号が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第32号を日程に追加し、議題とすることが決定いたしました。

◎議案第32号

○議長（平川昌昭君） 議案第32号を議題といたします。

本案に関し、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので9番・鈴木君の退席を求めます。

（9番・鈴木君、退席する。）

○議長（平川昌昭君） 本案について、提案趣旨の説明を求めます。

町長、池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） ただいま議題とされました議案第32号について、その内容を説明いたします。

議会議員から選出する監査委員の選任についてでございますが、経歴については割愛させていただきますが、住所は川上郡標茶町桜6丁目7番地、氏名は鈴木裕美さん。生年月日は昭和25年7月28日生でございますが、鈴木さんの人格は、高潔にして豊富な経験に基づく高い識見をもって、適正な行政事務の執行にお力添えをいただきたく、皆さまにご同意方お願いを申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

平成23年標茶町議会第2回臨時会会議録

○議長（平川昌昭君） ご質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決をいたします。

採決は起立により行います。

本案について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平川昌昭君） 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案同意されました。

休憩いたします。

休憩 午後 3時43分

（9番・鈴木君着席する）

再開 午後 3時43分

◎日程の追加

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

先ほど設置されました議会運営委員会委員長から閉会中継続調査の申し出がありました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、閉会中継続調査の申し出を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（平川昌昭君） 閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中継続調査としてご異議ございませんか。

平成23年標茶町議会第2回臨時会会議録

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長(平川昌昭君) 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(平川昌昭君) 以上で、平成23年標茶町議会第2回臨時会を閉会いたします。

(午後 3時45分閉会)

平成23年標茶町議会第2回臨時会会議録

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平川昌昭

臨時議長 黒沼俊幸

署名議員 2番 長尾式宮

署名議員 10番 田中敏文

署名議員 5番 林 博